平成28.12.14 制定 改正 平成30.11.9 令和 2.11.4 令和 6.9.5

(趣 旨)

第1条 この細則は、群馬大学医学部附属病院長選考規程(以下「病院長選考規程」という。)第5条第4項の規定に基づき、群馬大学医学部附属病院長候補者選考会議(以下「候補者選考会議」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

(任 務)

- 第2条 候補者選考会議は、病院長選考規程第5条第3項に基づき、次の各号に掲げる任 務を行う。
 - (1) 病院長候補者選考基準案を策定し、学長に提出
 - (2) 病院長候補者選考基準に基づき、原則3人の病院長候補者を選考し、 学長に推薦
- 2 前項のほか、候補者選考会議は、群馬大学医学部附属病院長解任規程第4条の規定に 基づき、病院長の解任について審査し、その結果を学長に報告する。

(組 織)

- 第3条 候補者選考会議は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。
 - (1) 学長が指名する理事 1人
 - (2) 医学系研究科長
 - (3) 医学部附属病院から選出された教員又は職員 1人
 - (4) 学長が委嘱する学外有識者 4人
 - (5) その他学長が必要と認める者
- 2 前項第1号及び第3号から第5号までの委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。 ただし、欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 第1項第4号の委員は、次の各号に掲げる要件を全て満たす者とする。
 - (1)過去10年以内に国立大学法人群馬大学(以下「本法人」という。)と雇用関係にないこと。
 - (2) 過去3年間において、年間50万円を超える寄付金又は契約金等を本法人から受領していないこと。
 - (3) 過去3年間において、年間50万円を超える寄付を本法人に対して行っていないこと。

(候補適任者の除外)

- 第4条 選考の過程において、候補者選考会議の委員が、病院長候補者となるべき適任者 (以下「候補適任者」という。)になったときは、当該委員を辞するものとする。
- 2 前項の規定により委員に欠員が生じた場合は、必要に応じて、前条各号(第2号を除く。)に掲げる者を補充することができる。

(議 長)

第5条 候補者選考会議に議長を置き、第3条第1項第1号の委員をもって充てる。

2 議長は、候補者選考会議を主宰する。

(議事)

- 第6条 候補者選考会議は、委員の3分の2以上の出席がなければ議事を開き、議決する ことができない。
- 2 議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第7条 議長が必要と認めたときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴くことができる。

(事 務)

第8条 候補者選考会議の事務は、関係各課の協力を得て、昭和地区事務部総務課において処理する。

(雑 則)

第9条 この細則に定めるもののほか、病院長候補者の選考に関して必要な事項は、別に 定める。

附則

この細則は、平成28年12月14日から施行する。

附則

この細則は、平成30年11月9日から施行する。

附則

- 1 この細則は、令和2年11月4日から施行する。
- 2 この細則の施行日の前日において第3条第1項第1号及び第3号から第5号までの委員である者の任期は、改正前の第3条第2項の規定にかかわらず、この細則の施行日までとする。

附則

- 1 この改正は、令和6年9月5日から施行する。
- 2 この細則の施行後、初めて委嘱される第3条第1項第1号及び第3号から第5号まで の委員である者の任期は、第3条第2項の規定にかかわらず、令和8年8月31日までと する。